

不渡情報の共同利用について

2022年4月27日

金沢信用金庫

手形・小切手が不渡となりますと、手形所持人や取引金融機関等に多くの弊害を与えることとなります。このため、手形・小切手の円滑な流通を確保する等の観点から、手形・小切手が不渡となり、取引停止処分となったときは、一定期間取引を差し控える等の措置をとっております。

つきましては、不渡となった手形・小切手の振出人または引受人であるお客さまおよび当座取引開始を相談されたお客さまの個人情報については、手形交換所に提示され、参加金融機関等で、下記1に掲げる情報の還元や当座取引開設のご相談時の取引停止処分者の照会において共同利用を行っておりますので、ご承知おきいただきますよう申しあげます。

1. 共同利用する個人データの項目

不渡となった手形・小切手の振出人（為替手形については引受人。以下同じ）当および当座取引開設の依頼者にかかる情報で次のとおりです。

- ① 当該振出人の氏名（法人であれば名称・代表者名・代表者肩書）
- ② 当該振出人に屋号があれば、当該屋号
- ③ 住所（法人であれば所在地）（郵便番号を含む）
- ④ 当座取引開設の依頼者の氏名（法人であれば名称・代表者名・代表者肩書。屋号があれば当該屋号）
- ⑤ 生年月日
- ⑥ 職業
- ⑦ 資本金（法人の場合に限る）
- ⑧ 当該手形・小切手の種類および額面金額
- ⑨ 不渡報告（第1回目不渡）または取引停止報告（取引停止処分）の別
- ⑩ 交換日（提示日）
- ⑪ 支払銀行（部・支店名を含む）
- ⑫ 持出銀行（部・支店名を含む）
- ⑬ 不渡理由
- ⑭ 取引停止処分を受けた年月日
- ⑮ 不渡となった手形・小切手の支払銀行（店舗）が参加している手形交換所および当該手形交換所が属する銀行協会

（注）上記①～③にかかる情報で、不渡となった手形・小切手に記載されている情報が支払銀行に届出されている情報と相違している場合には、当該手形・小切手に記載されている情報を含む。

2. 共同利用の範囲

- ① 各地手形交換所
- ② 各地手形交換所の参加金融機関
- ③ 全国銀行協会が設置・運営している全国銀行個人信用情報センター
- ④ 全国銀行協会の特別会員である各地銀行協会（各地銀行協会の取引停止処分者照会センター含む）

（注）共同利用者の実際の範囲については、下記協会のホームページに記載してあります。

【全国の手形交換所等一覧の全銀協ホームページアドレス】

<http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/clearing/index.html>

3. 利用目的

手形・小切手の円滑な流通の確保および金融機関における自己の与信取引上の判断

4. 個人データの管理について責任を有する者の名称

不渡となった手形・小切手の支払銀行（店舗）が参加している手形交換所が所在する地域の銀行協会

【個人情報等に関する相談窓口】

金沢信用金庫 個人情報保護相談窓口

住 所：〒920-8710 金沢市南町1番1号

フリーダイヤル：0120-020-388（平日午前9：00～午後5：00）

F A X：076-231-6263